

正副会長会議規則

「目的」

第1条 この規則は、協会事業目的の達成、及び事務局運営の円滑化を図る為、この会議の決定により執行する事を目的とする。

「構成」

第2条 この会議は、会長、副会長、専務理事により構成する。

「代表者」

第3条 会長は、会議を代表し、議長となり会務を総理する。

「会議の種類」

第4条 会議の種類は、毎月開催の定例会議と、会長が必要と認めたときに招集する臨時会議とする。

「審議事項」

第5条 この会議は、次の事項の審議を行う。

- (1) 総会、理事会の議決による会務の執行に関する事。
- (2) 理事会に提出する議案に関する事。
- (3) 事業の運営及び執行に関する事。
- (4) 事務局の整備に関する事。
- (5) 規約、規程、要綱、規則等により定められた事項。
- (6) その他、協会運営に必要と認められる事項。

「報告」

第6条 この会議において、事業の執行状況及び事務局の活動状況に関する重要事項について、事務局責任者より適宜報告を受けるものとする。

「規定外の措置」

第7条 本協会の各種規定等に定めがない事項に対する措置は、この会議において審議し決定するものとする。

「附則」

1. この規則の改廃は、理事会にて行う。
2. この規則は、平成16年6月16日から施行する。